

四日市市告示 第308号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「旧地方自治法施行令」という。）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、旧地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

四日市市長 森 智広

1 徴収等の事務を委託する手数料

四日市市病児保育事業関係手数料条例（平成29年四日市市条例第7号）に規定する病児保育サービス利用手数料

2 徴収等の事務を行うもの

(1) 名称 医療法人里仁会 理事長 二宮 俊之
所在地 四日市市中部8番15号

(2) 名称 桜花台こどもクリニック 院長 水谷 健一
所在地 四日市市桜花台一丁目35番地4

(3) 名称 社会福祉法人宏育会 理事長 山川 正和
所在地 四日市市西大鐘町1580番地

(4) 名称 医療法人悟りの会 理事長 貝沼 圭吾
所在地 四日市市泊山崎町10番1号

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(こども未来部こども未来課)